

柏市立増尾西小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定

令和5年9月1日改訂

1. 定義・基本理念

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と「一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば法の定義のいじめに当てはまることからいじめを認知することになる。

(2) 基本理念

- ・いじめは、児童の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、いかなる理由によるかを問わず、何人もこれを行ってはならない。
- ・本校教職員、保護者、地域住民及び関係機関は、児童をいじめから守るため、相互に連携等をし、児童が安心して生活し、健やかに成長することができる環境作りにつながる取り組みを推進するものとする。
- ・本校教職員、保護者、地域住民及び関係機関は、いじめ防止対策推進法を遵守し、いじめ問題への対応にあたっては正確な説明を行い、隠匿や虚偽の説明を行わない。

2. 組織

(1) いじめ対策委員会

毎月開かれる生徒指導部会のうち年間3回は、いじめ対策委員会を兼ね、管理職及び教務主任、生徒指導主任、各学年の代表者の他、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等が参集し、各学年の気になる児童やいじめの状況についての情報交換を行い、対応策を図る。

(2) 特別支援教育校内委員会

特別支援コーディネーターが集約した特別な支援を要する児童についての情報を元に、年度初め及び必要に応じて、共通理解を図ると共に当該児童への支援方針を検討する。

(3) 職員会議

「学校いじめ基本方針」を元に職員研修を実施するとともに、いじめの状況や特別な支援を要する児童について、全職員で共通理解を図る。

「柏市立増尾西小学校いじめ対応アクションプラン」を職員に配布し、いじめの発見・対応の手順を明確化し、未然防止への取り組みも充実させる。

必要に応じてこれらの方針や対応を協議し、改訂を行っていく。

(4) 臨時いじめ対策委員会

重大ないじめの状況が確認された（又は認知された）際、臨時的に設置される。解決までの中核的な役割を担う。「いじめ対策委員会」の構成員を基本とし、必要に応じ、教育委員会等の関係機関を要請する。

(5) 組織図

別紙1のとおり

3. 未然防止

(1) 学級経営

次のことを基本として日々の指導に役立てるものとする。

① 児童理解

児童個々の人格の完成をめざし、計画的に面談・聞き取りによる児童理解の場を設け、個に応じた日々の言葉かけや指導の方法を考える。

② 居場所づくりと自己有用感

担任は児童理解に基づき、係活動、部活動、委員会等の諸活動への参加助言や日ごろの授業等での褒め言葉等により自己有用感を持たせる。

③ 学級集団

- ・児童が満足し、充実感を得られるような学級集団をつくる。
- ・規範意識を醸成すると共にいじめをしない、させない、傍観しないという、正しいことが正しいと認められる集団をつくる。

④ 組織対応

- ・学年の職員全員が学年児童全員を共通理解し協力体制を築いて指導に当たる。
- ・部活動、委員会、学団、全校体制で児童に関わっていく。
- ・いじめ未然防止運動の推進。

⑤ 生徒指導目標の明確化

低学年：しっかりとしたしつけと生活習慣を身に付けさせる。

中学年：周囲に目を向け、集団の中で自分が何をすべきかを考え実行させる。

高学年：児童個々の考えを尊重し理解しながら、どうすべきかを考えさせる。

⑥ 人材の確保及び資質の向上

- ・研修を通して教職員の資質の向上を図る。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の確保と活用を行う。

(2) 道徳

- ・年間計画を元に道徳授業の充実を図る。
- ・学校生活全体を通じ、適時性を持ち、事案にそって指導する。
- ・SOS の出し方教育の実施

(3) 教科指導

- ・生徒指導の機能を生かした『わかる授業』の展開を図る。

- ・コミュニケーション能力の育成を重視する。

(4) 児童会活動

- ・縦割り集団による活動を取り入れ、下級生への思いやりの心を育み、上級生がリーダーシップを発揮できる機会を与える。
- ・集団活動の場を設定し、互いを思いやる心を育てる。

(5) その他

- ・性同一性障害や性的指向・性自認に関わる児童・生徒への理解と対応。
- ・中学校区における小中学校及び小学校同士の連携・情報共有。
- ・配慮を要する児童生徒への対応
- ・感染症等に関する人権への配慮と対応

4. 早期発見

(1) 教育相談の充実

- ・年2回教育相談週間を設け、担任が学級の児童全員と個別面談を実施する。
(必ず記録をとる。また、希望があれば担任以外の教員との相談も可能とする。)
- ・全教職員が、必要に応じていつでも児童の相談に応じる体制を周知する。
- ・相談ポストを活用する。
- ・学校だより等に相談窓口やスクールカウンセラーの活動を載せ保護者に周知する。

(2) いじめアンケートの実施

- ・毎学期アンケートを行い、いじめの状況を把握する。
アンケート等の保存期間は、児童生徒や保護者から長期間の経過後にいじめ重大事態の申し立てがなされることもあり得ることを踏まえ、国のガイドラインや柏市立小中学校の管理規則に則り、指導要録と同様に実施年度の末から5年間とする。また、教育相談アンケートをそれらに加え実施する。

(3) 日ごろの観察

- ・学校生活のあらゆる場面で児童を観察し、変化には迅速な対応ができるように心がける。

5. 早期対応

(1) 報告

発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→管理職
(第一報以後も適宜途中経過の報告をする。)

(2) 聞き取りとつき合わせ

- 聞き取りは、次の点に留意しながら、傾聴の姿勢を忘れずに、丁寧に聞く。
- ・該当児童が複数いる場合は、複数の教員が協力して行う。
 - ・高学年の女子については、特に男性教員一人での聞き取りは避け、部屋の扉を開けておく配慮をする。
 - ・児童の学年に応じて、実施場所や実施時間を考え、過度の負担を強くないように配慮する。
 - ・客観的な事実を先入観なしに聞き取り、必ず記録する。

- ・聞き取りに際しては、被害者及び被害者を助けようとした関係者を「必ず守る」ことを事前に伝える。
- ・両者の聞き取り内容をつき合わせし、必要に応じて数回の聞き取りをする。

(3) 該当者間の調整

- ・謝罪等の調整を行う。無理に謝罪を強要せず、当人同士が納得できるよう努める。
- ・いじめられた者へは、必ず守り通すことを、いじめた側へは、厳しさと愛情を持って調整する。

(4) 保護者連絡

- ・必要な連絡は速やかに行う。
- ・事実を正しく伝える。

(5) 原因究明

- ・いじめが起きた背景、原因等を分析し、改善に役立てる。

(6) 見守り

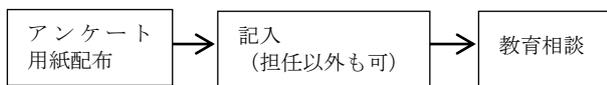
- ・いじめに関わった児童生徒の心身と関係性の修復及び再発防止に努める。
 - ① 学校または保護者の要望に応じて、SV および SC を派遣し、必要に応じていじめに関わった児童生徒及び保護者に対してのカウンセリングを行う。
 - ② いじめが原因で不登校が発生した場合には、教育支援センター、学習相談室への通級・通室によって、いじめに関わった児童生徒の学びの場の確保を行う。
 - ③ 教育支援センター及び学習相談室に、それぞれアドバイザーを配置し、学校及び関係機関と連携しながら、いじめに関わった児童生徒を支援する。
 - ④ 関係機関と連携をしながら、いじめに関わった児童生徒への指導を継続する。

(7) ネットトラブル

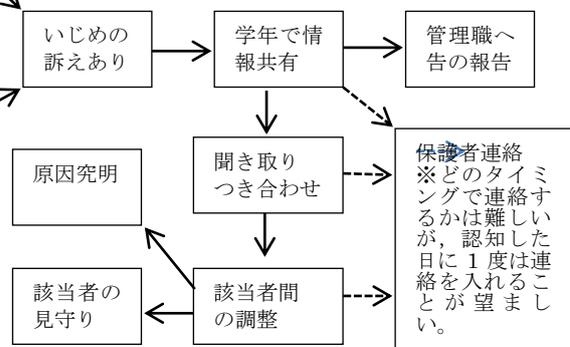
- ・ネットトラブルに対しても誠意をもって対応をしていく。ただし、当事者(書き込みされた被害者、書き込んだ加害者、場を提供しているサービス業者)ではないので、削除や発信者情報開示の代行はできない。

【いじめ発見から対応までの流れ】

《教育相談》



《いじめアンケート》



6. 関係機関等

(1) 教育委員会

- ・每学期行われている市教委の調査で報告する。
- ・重大事態については、児童生徒課担当への連絡をするとともに、指導助言を受ける。
(連絡するか否かは、校長の判断による。)

(2) 柏市少年補導センター

- ・インターネット等先端情報技術に関わるいじめについては、補導センター等へ講師を依頼する。
- ・非行行為に関することは、必要に応じて連絡し、連携を図る。

(3) 幼保小中

- ・小学校入学前の児童同士の関係や家庭環境等の情報を得て、児童理解を深める。
- ・小学校での状況は中学校へ引き継ぐ。

(4) 警察

- ・重大事態発生時等、必要に応じて警察に連絡する。判断は校長による。

(5) スクールカウンセラー及び学習相談室

- ・児童個々と直接的に接しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学習相談室の相談員に加え、必要に応じて児童相談所や家庭児童相談室からの情報提供を受ける。

7. 保護者・地域

(1) 啓発

- ・児童の規範意識やしつけ等、子どもの教育に対する第一義的責任は、保護者にあることを、学校だより等を通じて、継続的に周知していく。
- ・ゲーム機等インターネットを通じてのいじめの予防やいじめがあった場合の子どもの変化の特徴等について、学校だよりや教室等を通じて、保護者に協力依頼をする。
- ・スクールカウンセラーが来校する教育相談日を保護者に周知する。
- ・「24 時間子供 SOS ダイアル」等の相談機関を周知する。
- ・法はいじめの要件をいじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立っている。保護者には、保護者会等で具体的事例に即して「いじめの定義」の共通理解を促し、どんな小さないじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有していく。

(2) 地域の交通安全ボランティアやPTA 地区委員との連携

- ・毎朝と月 1 回の放課後見回りをしていただいている地域の交通安全ボランティアの方々や青少年相談員の方々、毎週月曜日の朝に交代で安全指導を行っている保護者、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う民生児童委員の方々との連携を密にする。
- ・学校基本方針の策定に際し、その内容を保護者や地域住民、児童生徒にも検討してもらい、策定後の取り組みが円滑に進められるようにする。

8. 重大事態発生時

(1) 重大事態【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 H29, 3(抜粋)】

- ① 児童生徒が自殺を企画した場合
 - ・ 自殺を企画したが軽傷で済んだ。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - ・ 暴行を受け骨折した。投げ飛ばされて脳震盪になった。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ⑤ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - ・ 欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し転学(退学等も含む)した。

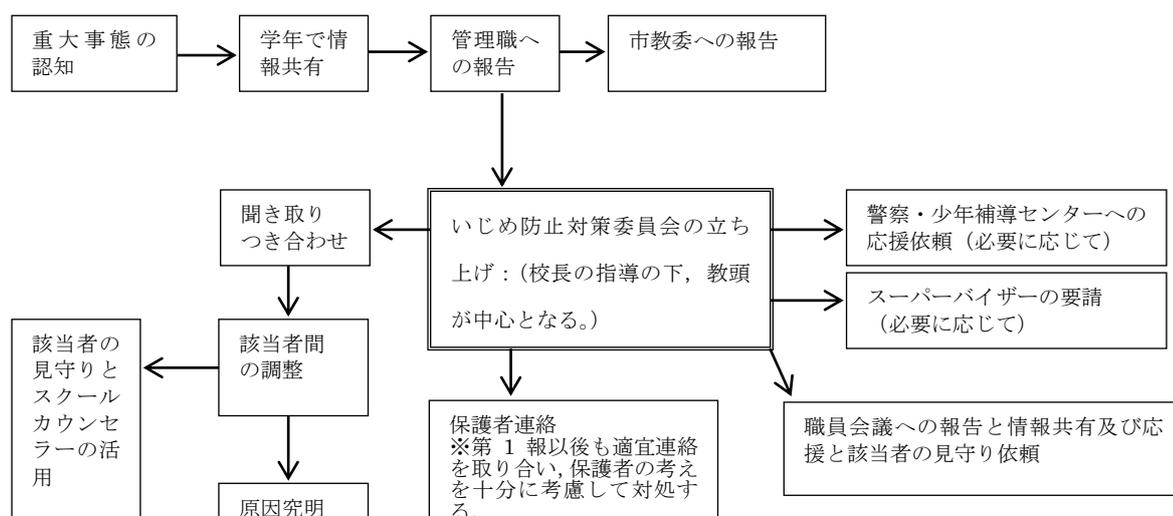
これらにこだわることなく、児童生徒の個々の状況と保護者の要望を十分に把握して、総合的に判断する。

(2) 対処

重大ないじめ事案や児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、法に基づき、直ちに警察署生活安全課及び千葉県柏児童相談所に相談・通報を行い、支援を要請する。

- ① 教育委員会児童生徒課に連絡する。(校長の判断による)
 - ・ いじめ等の報告に際しては、その解決を第一に考え、正確かつ丁寧に説明を行う。(隠蔽を行わない。)
- ② 市教委と相談の上、臨時いじめ対策委員会を立ち上げる
- ③ スクールカウンセラー及び必要に応じてスーパーバイザーの派遣要請をする。
- ④ 事実確認のための調査を行い、必要に応じて関係機関と連絡をとる。
- ⑤ 上記結果を児童及び保護者に提供する。
- ⑥ 以後、誠意をもって解決にあたる。

【重大事態発生時の対応】



9. 公表, 点検, 評価等

- (1) 本校の「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページ上に公表する。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」については、生徒指導部会、職員会議、学校運営協議会等により毎年度末に、改訂を視野に入れた点検、評価をする。
- (3) 学校評価を視野に入れた保護者アンケートの実施に際しては、学校のいじめ対策に関する項目により点検を行う。

10. いじめの解消について

- (1) 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月経過している。ただし、被害の重大性や状況から目安にかかわらず、その期間改めて設定し状況を注視する。
- (2) 被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

以上2点を確認の上、解消とする。

11. 年間活動計画

毎月行われる生徒指導部会と職員会議において児童の様子や対応を協議する。

7月 いじめアンケート

12月 いじめアンケート

3月 いじめアンケート

※これに加えて毎学期、教育相談アンケート後に教育相談期間を設けて面談を行う。

【別紙 1】

組織図

